

高梁市議会基本条例の一部を改正する条例

高梁市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月25日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 宮田 公人

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市議会基本条例の一部を改正する条例

高梁市議会基本条例（平成24年高梁市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「議会報告会を行う」を「場を設ける」に改める。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会報告会という名称に捉われず、柔軟に活動するため。

(参考)

高梁市議会基本条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 議会は、議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための<u>場を設けるものとする。</u></p>	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 議会は、議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための<u>議会報告会を行うものとする。</u></p>